

大和市告示第94号

大和市出産・子育て応援給付金事業実施要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

大和市長 古谷田 力

大和市出産・子育て応援給付金事業実施要綱を廃止する要綱

大和市出産・子育て応援給付金事業実施要綱（令和5年大和市告示第8号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に廃止前の大和市出産・子育て応援給付金事業実施要綱（以下「廃止前要綱」という。）の規定により支給した廃止前要綱第2条第1項に規定する給付金（以下「給付金」という。）については、廃止前要綱第10条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 施行日前に出産（死産及び流産を含む。）をした者であって、令和8年3月30日までに廃止前要綱第9条の規定による申請をしたものについては、廃止前要綱の規定は、なおその効力を有する。